

札幌市 障がい者による政策提言サポーター制度

名簿（第3期サポーター）

あいばら まさよし 相原 正義	せいしんしょう 精神障がい	ふくだいひょう 副代表
あさか ひろふみ 浅香 博文	しんたいしょう したい 身体障がい(肢体)	
おさない みちこ 小山内 美智子	しんたいしょう したい 身体障がい(肢体)	
かたいし まつぞう 片石 松蔵	しんたいしょう しかく 身体障がい(視覚)	
くろだ すみお 黒田 澄雄	しんたいしょう したい 身体障がい(肢体)	だいひょう 代表
さとう ゆみこ 佐藤 由美子	ちてきしょう せいしんしょう 知的障がい・精神障がい	
すずき あきこ 鈴木 昭子	ちてきしょう 知的障がい	
にしもと こういちろう 西本 晃一郎	せいしんしょう 精神障がい	
やまもと ひろゆき 山本 浩之	しんたいしょう ちょうかく 身体障がい(聴覚)	
わがつま たけし 我妻 武	しんたいしょう したい 身体障がい(肢体)	ふくだいひょう 副代表
わか の ひさよし 若能 久誉	しんたいしょう したい 身体障がい(肢体)	

(任期：平成20年5月1日から平成22年4月30日)

# 平成21年度の活動状況

1 交通費助成制度に関する提言書の提出 平成21年4月2日

2 提言書作成ワーキング会議など

第1回	平成21年5月13日	18時～	視聴覚障がい者情報センター
第2回	平成21年6月3日	18時～	視聴覚障がい者情報センター
第3回	平成21年6月17日	18時～	視聴覚障がい者情報センター
第4回	平成21年6月26日	18時～	視聴覚障がい者情報センター
第5回	平成21年7月10日	18時～	視聴覚障がい者情報センター
第6回	平成21年7月24日	18時～	視聴覚障がい者情報センター
第7回	平成21年7月30日	18時～	視聴覚障がい者情報センター
第8回	平成21年8月11日	18時半～	視聴覚障がい者情報センター
第9回	平成21年8月28日	18時～	視聴覚障がい者情報センター
第10回	平成21年9月9日	18時～	視聴覚障がい者情報センター
第11回	平成21年10月28日	18時半～	札幌市役所
第12回	平成21年11月12日	18時半～	視聴覚障がい者情報センター
第13回	平成21年11月27日	18時半～	札幌市役所
第14回	平成21年12月7日	18時半～	札幌市役所
第15回	平成21年12月16日	18時半～	視聴覚障がい者情報センター
第16回	平成22年1月13日	18時半～	視聴覚障がい者情報センター
第17回	平成22年1月27日	18時半～	視聴覚障がい者情報センター
第18回	平成22年2月9日	18時半～	視聴覚障がい者情報センター
第19回	平成22年2月17日	18時半～	札幌市役所

3 市担当部局との意見交換会

第1回	平成21年10月1日	18時半～	視聴覚障がい者情報センター
第2回	平成21年10月5日	14時～	視聴覚障がい者情報センター

だい かい へいせい ねん がつ にち じ はん しちようかくしやう しゃじやうほう  
第3回 平成21年10月7日 18時半～ 視聴覚障がい者情報センター

4 しみんほうこくかい  
市民報告会

へいせい ねん がつ にち じ しちようかくしやう しゃじやうほう  
平成21年12月13日 14時～ 視聴覚障がい者情報センター

5 せいさくていげんしよていしゆつ  
政策提言書提出

へいせい ねん がつ にち じ さっぽろしやくしよ  
平成22年3月17日 10時～ 札幌市役所

6 た  
その他

く やくしよしよくいんけんしゆう こうしはけん  
区役所職員研修へのサポーター講師派遣

# 障がい者による政策提言サポーター制度運営事業実施要綱

平成15年10月1日

市長決裁

最近改正 平成16年4月1日

## (目的)

第1条 この要綱は、障がいのある人の思いや考えを、同じ目線で理解や応援することができる障がいのある人が、サポーターとして聞き取り役や取りまとめ役を行うとともに、政策提言を行うことにより、障がいのある人の意見を市政に反映させることを目的とする。

## (運営)

第2条 事業の実施主体は札幌市とし、札幌市は本事業の運営実施のため、サポーターを置くものとする。

## (業務)

第3条 サポーターは、次の業務を行うものとする。

- (1) 障がいのある人との意見交換及び集約
- (2) 障がいのある人の意見に基づく政策の提言
- (3) その他、本事業の目的に必要なこと

## (サポーターの選定)

第4条 サポーターは札幌市内在住の障がいのある人とする。

2 サポーターの委嘱は市長が行う。

## (サポーターの任期)

第5条 サポーターの任期は、2年とし、補欠のサポーターの任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

## (代表及び副代表)

第6条 サポーターの中から、代表及び副代表を各1人置き、サポーターの互選によってこれを定める。

2 代表は、サポーターを代表し、業務を総括する。

3 副代表は、代表を補佐し、代表に事故があるとき、又は欠けたときは、

その職務を代理する。

4 代表及び副代表ともに事故があるとき、又は欠けたときは、あらかじめ代表の指名するサポーターがその職務を代理する。

(アドバイザー)

第7条 サポーターの業務に関し、必要があると認めるときは、アドバイザーを置くことができる。

(記録台帳の整備)

第8条 本事業に従事する者は、障がいのある人の意見の内容等を明らかにした記録台帳を整備する。

(情報の保護)

第9条 本事業に従事する者は、この業務によって知り得た個人、団体等の情報について、細心の注意を払い厳重に管理するとともに当該事業目的以外に一切使用してはならない。

(庶務)

第10条 本事業の庶務は、保健福祉局において行う。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、本事業の実施に必要な事項は、障がい福祉担当部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成15年10月1日から施行する。

附 則 (平成16年4月1日)

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。